

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成25年7月31日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区 久世殿城町338		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本電産株式会社 代表取締役社長 永守 重信 電話075-922-1111					
主たる業種	小型モータ製造業	細分類番号	2	8	2	2	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	①フロア合計消費電力量を2012年度想定負荷原単位値を基準とし、1%の削減 ②A4用紙使用量2012年度想定原単位を基準とし、1%の削減 ③廃棄物排出量2012年度想定原単位を基準とし、1%の削減 ④推進単位別 環境目的・目標推進部門別テーマ 1件/年の推進						
計画を推進するための体制	管理部門役員をリーダーとし、本社ビル全体及び推進ブロック毎の環境目標を策定・実行する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,421.7 トン	3,327.6 トン	3,102.0 トン	トン	-6.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,532.0 トン	3,327.6 トン	3,102.0 トン	トン	-9.0 パーセント	
実績に対する自己評価		前年の節電要請対応で運用を絞り込んでおり、更に2012年度は空きフロア活用など負荷増大要因があったにもかかわらず、社員一人丸となって更に節電を進めた結果、年間電力使用量は5,133,673kWhとなり、前年比▲6.5%の大幅削減を達成しました。都市ガス使用量についても運用努力の結果、使用量：前年比▲6.5%(396,486m)となった。然しながら設備の運用改善のみでこれ以上の温室効果ガス削減は難しいと考えている。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (従業員数)	59.29	57.48	52.73		-7.06 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		原単位算出の指標である従業員数(12ヶ月平均)は微増したが、排出量の下げ幅が非常に大きく原単位値の大幅減の後押しとなった。大幅な設備入れ替え等によらず、既存設備での運用ルールの変更などの地道な取り組みの成果が出た。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		75.0 トン	83.0 トン	88.0 トン	トン		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	設備運用管理の徹底と、運用改善により温室効果ガスの排出量削減を行った。					
	(24)年度	昨年度よりさらに徹底した設備運用管理と運用改善により温室効果ガスの排出量削減を行った。					
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施した措置	措置の内容	社員送迎用のマイクロバスを最寄駅から運行。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	社員数に対しマイカー通勤者の割合は一定数で推移しており自動車通勤は抑制されている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・環境出前授業の実施。 ・エコ京都21「エコスタイル部門認定事業所」の認定継続。 ・環境省主催のライトダウン・キャンペーン ヒタライトダウン(7/7)に参加。 						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。